

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させた中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれかに該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. 育休取得時 次のいずれにも該当すること

- (1) 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること
- (2) 育児に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること
- (3) プランに基づき、対象労働者に連続3ヵ月以上の育児休業を取得させること

2. 職場復帰時 育休取得時の支給を受けており、次のいずれにも該当すること

- (1) 対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること
- (2) 育休取得時にかかる同一の対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること
- (3) 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、引き続き6ヵ月以上継続して雇用していること

受給内容

	支給額	加算等
育休取得時（※1）	30万円	育児休業の取得状況を公表した場合 2万円加算（※2）
職場復帰時（※1）	30万円	

※1 1事業主あたり2人まで（有期雇用者、無期雇用者、各1名）

※2 「出生時両立支援コース」「育休中等業務代替支援コース」「柔軟な働き方選択制度等支援コース」を受給している場合にも、1回に限り支給

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）